

「電気事業法等の一部を改正する法律案」の概要

1. 電力システム改革の推進

電気事業法第1弾改正法附則の改革プログラムにおいては、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を、電力システム改革の3つの目的として掲げ、以下の3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら、改革を進めることとしている。

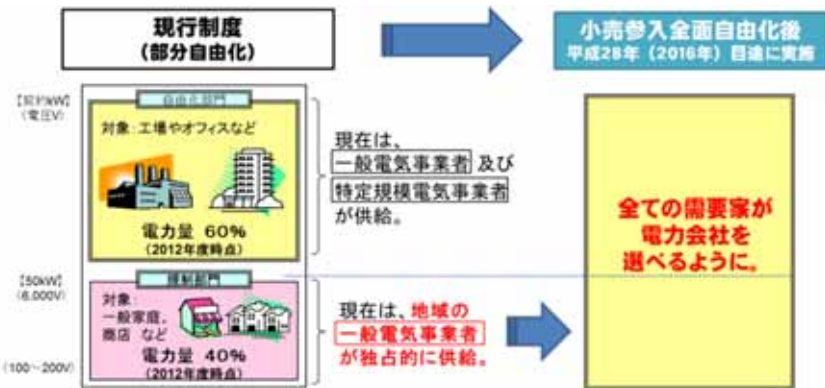
	実施時期	法案提出時期
【第1段階(第1弾改正)】広域的運営推進機関の設立	平成27年(2015年)を目途に設立	平成25年(2013年)11月13日成立(平成25年法律第74号)
【第2段階(第2弾改正)】電気の小売業への参入の全面自由化	平成28年(2016年)を目途に実施	平成26年(2014年)通常国会に法案提出
【第3段階(第3弾改正)】 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の 小売料金の全面自由化	平成30年から平成32年まで(2018年 から2020年まで)を目途に実施	平成27年(2015年)通常国会に法案提出することを目指すものとする

2. 法律案の概要

I. 電気事業法の一部改正

A. 小売参入の全面自由化の実施

(1) 現在、一般電気事業者にしか認められていない家庭等への電気への電気の供給を自由化する(小売参入の全面自由化)。【第2章第1節】



(2) 自由化に伴い、電気事業の類型を見直し、発電(届出)・送配電(許可)・小売(登録)の事業区分に応じた規制体系へ移行【第2章第1節～第5節】

B. 電気の安定供給を確保するための措置

1. 送配電事業者(一般電気事業者の送配電部門)による措置

- (1) 需給バランス維持を義務付け(周波数維持義務)【第26条】
- (2) 送配電網の建設・保守を義務付け【第17条第1項】
- (3) 最終保障サービス(需要家が誰からも電気の供給を受けられなくなることをないよう、セーフティネットとして最終的な電気の供給を実施)を義務付け【第17条第3項、第20条】
- (4) 離島のユニバーサルサービス(離島の需要家に対しても、他の地域と遜色ない料金水準で電気を供給(需要家全体の負担により費用を平準化)を義務付け【第17条第3項、第21条】

⇒ これらを着実に実施できるよう、地域独占と料金規制(総括原価方式等:認可制)を措置【第3条、第5条、第18条】

2. 小売電気事業者による措置

- 需要を賄うために必要な供給力を確保することを義務付け(空売り規制)【第2条の12】

3. 広域的運営推進機関による措置

- 将来的な供給力不足が見込まれる場合に備えたセーフティネットとして、広域的運営推進機関が発電所の建設者を公募する仕組みを創設【第28条の40】

C. 需要家保護を図るための措置

- (1) 現在の一般電気事業者に対し、一定期間、料金規制を継続(経過措置)【附則第16条・第18条】
- (2) 小売電気事業者に対し、需要家保護のための規制(契約条件の説明義務等)を課す。【第2条の13～第2条の17】

D. その他の改正事項

- (1) 現在の一般電気事業者が、引き続き一般担保付社債を発行できるようにする(法的分離の実施に際して改めて検討を行い、必要な措置を講じる)。【第27条の30、附則第14条・第41条】
- (2) 電気の卸売に係る規制の撤廃、卸電力取引所における取引の適正性確保(取引所の法定化)、保安規制の合理化を行う。【第27条の27、第6章、第51条の2】

II. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正

- 電気事業法の事業類型の見直しに伴い、再エネ電気の買取義務者を一般電気事業者等から小売電気事業者等に変更する。【再エネ特措法第2条第1項】

※ その他、事業類型の見直しに伴い、電気事業法の各種規定や関係法律について必要な見直しを行う。

III. 商品先物取引法の一部改正

- 電力先物取引を可能にするため、先物取引の対象に「電力」を追加する。【商品先物取引法第2条】